

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部関係</p> <p>1 令第36条関係</p> <p>特別教育を必要とする業務は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)から(3)に掲げる業務であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務。</p> <p>具体的には、次の作業をいうものであること。</p> <p>ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業(当該設備を設置場所から他の施設に運搬して行う当該設備の解体又は破壊の作業を含む。)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部関係</p> <p>1 令第36条関係</p> <p>特別教育を必要とする業務は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)から(3)に掲げる業務であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務。</p> <p>具体的には、次の作業をいうものであること。</p> <p>ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業</p>

イ (略)

ウ (略)

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記(2)の作業に該当するものであること。

なお、①ガラス等により隔離された場所において遠隔隔作で行う作業、②密閉系で灰等をベルトコンベア等で運搬するのを監視する作業等、焼却灰及び飛灰に労働者がばく露することのない作業については、上記(1)、(2)及び(3)に該当しないものであること。

イ (略)

ウ (略)

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記(2)の作業に該当するものであること。

なお、①ガラス等により隔離された場所において遠隔隔作で行う作業、②密閉系で灰等をベルトコンベア等で運搬するのを監視する作業等、焼却灰及び飛灰に労働者がばく露することのない作業については、上記(1)、(2)及び(3)に該当しないものであること。